

日医発第 669 号 (庶 160)

平成 16 年 9 月 22 日



郡市区医師会長 殿

日本医師会
会長 植松 治 雄



国民皆保険制度を守る国民運動の準備について

時下ますますご清祥のことと存じます。

平素、日本医師会の活動のために種々のご高配を賜り深く感謝いたしております。

さて、政府の規制改革・民間開放推進会議は、中間とりまとめとして混合診療の解禁を強く打ち出し、本年度中に解禁決定を目論んでおります。混合診療が解禁されれば、医学医療の進歩による新技術が、本来ならば保険に適用されるべきところを自費扱いに据え置かれ、一部の人がしか進歩の享受を受けられなくなり、国民の医療への不平等と医療費負担の増大を引き起こすことになります。

医療費負担の増大は、利潤追求を目的とした私的医療保険の参入を許し、政府の財政至上主義の下、公的医療保険は縮小・形骸化され、国民が安心できる国民皆保険制度は崩壊することになります。さらに米国のような私的医療保険会社の医療支配を許し、ひいては国民に安心して質の高い医療を提供できなくなります。

相互扶助の精神に基づき、誰でも、いつでも、どこでも安心して平等に医療を受けられる国民皆保険制度を守るために、いまこそ国民運動を繰り広げなければなりません。

標題の件については、9月21日開催の第7回理事会において「国民皆保険制度を守る運動」として承認されたものであり、主旨をご理解の上、国民運動の展開のために下記の通り準備されることを切にお願い申し上げます。

なお、都道府県医師会長宛に本会より同様の主旨の通知を出しておりますことを、申し添えます。

記

1. 都道府県医師会と協力し、地域の住民諸団体と連携をとりながら、各都道府県で一斉に国民皆保険制度を守る地域集会を開ける態勢を準備すること。
2. 所属医師会員に混合診療の解禁は長期的には国民皆保険制度の崩壊を引き起こすことを周知徹底し、都道府県医師会と連携しながら、いつでも各会員が直接地域住民に説明及び署名運動が行なえるような態勢を築くこと。

健康交差点



混合診療ってなに？①

最近、「混合診療」という言葉をよく目にしますが、その意味をご存知ですか？「混合診療」とは、健康保険の範囲内の方は健康保険で賄い、範囲外の方を患者さん自身が費用を支払うことで、費用が混合することですが、日本の健康保険制度ではこれまで禁止されてきています。一見、便利そうに見えますが、「混合診療」が導入された場合、健康保険による診療範囲の縮小や患者さんの経済的負担増、お金の有無による不公平などを招く危険性があるといえます。



混合診療ってなに？②

現在の日本の医療保険制度で、一部負担金以外に、患者さんから費用徴収を行うことが認められているのは、高度先進医療など特定療養費として定められている、ごく一部のものだけです。

自由に「保険外」の診療をして、そ

の費用を患者さんから徴収する、いわゆる混合診療を認めれば、お金のあなしで、受けられる医療の内容が変わってくる恐れがあります。

すべての人が平等に適正な医療が受けられる、現在の国民皆保険制度を守らなければいけません。



混合診療ってなに？③

医療は、健康や命を守るためのもので、お金の有無で区別すべきものではありません。

患者さんから勝手に余分なお金を取って、「健康保険」で認められていない投薬や治療をしようとするのが「混合診療」です。もし、その「投薬や治療」が無効であったり、副作用があったりしたら、だれが責任を取るのでしょうか。一方、もし、その「投薬や治療」が、本当に良い医療であるならば、余分なお金を払う人だけのものとしないうで、だれでも使える「健康保険」で受けられるようにすべきです。

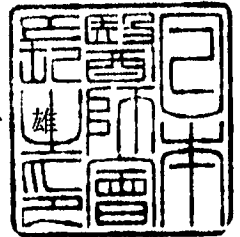


日医発第 668 号 (庶 159)

平成 16 年 9 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 植松 治



国民皆保険制度を守る国民運動の準備について

時下ますますご清祥のことと存じます。

平素、日本医師会の活動のために種々のご高配を賜り深く感謝いたしております。

さて、政府の規制改革・民間開放推進会議は、中間とりまとめとして混合診療の解禁を強く打ち出し、本年度中に解禁決定を目論んでおります。混合診療が解禁されれば、医学医療の進歩による新技術が、本来ならば保険に適用されるべきところを自費扱いに据え置かれ、一部の人しか進歩を享受できなくなり、国民医療の不平等と医療費負担の増大を引き起こすことになります。

医療費負担の増大は、利潤追求を目的とした私的医療保険の参入を許し、政府の財政至上主義の下、公的医療保険は縮小・形骸化され、国民が安心できる国民皆保険制度は崩壊することになります。さらに米国のような私的医療保険会社の医療支配を許し、ひいては国民に安心して質の高い医療を提供できなくなります。

相互扶助の精神に基づき、誰でも、いつでも、どこでも安心して平等に医療を受けられる国民皆保険制度を守るために、いまこそ国民運動を繰り広げなければなりません。

つきましては、9月21日開催の第7回理事会において「国民皆保険制度を守る運動」が承認されましたので、主旨をご理解の上、下記の通り準備されることを切にお願い申し上げます。

なお、郡市区医師会長宛に本会より同様の主旨の通知を出しておりますことを、申し添えます。

記

1. 各都道府県において医療推進協議会等を設立招集し、国民皆保険制度が形骸化の危機に際していることを強く訴え、地域諸団体の幅広い協力を得られる態勢を築くこと。(資料1)(資料2)
2. 都道府県医療推進協議会等と郡市区医師会の協力を得て、各都道府県で一斉に皆保険制度を守る(都道府県)国民集会を開ける態勢を準備すること。
3. 所属医師会員に混合診療の解禁は長期的には国民皆保険制度の崩壊を引き起こすことを周知徹底し、郡市区医師会と連携していつでも各会員が直接地域住民に説明及び署名運動を行なえるような態勢を築くこと。(説明パンフレット及び署名用紙は後日送付)

〇〇県医療推進協議会規則 (参考案)

平成16年 月 日制定

(目的)

第1条 〇〇県医療推進協議会(以下「協議会」という)は、〇〇県民の健康の増進と福祉の向上を図るため、〇〇県における医療・介護・保健および福祉行政の拡充強化をめざし、積極的に諸活動を推進することを目的とする。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、〇〇県〇〇市〇〇に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 医療・介護・保健および福祉行政充実のための各種運動の推進
- (2) 前号に必要な資料の収集ならびに情報の交換
- (3) 県民に対する各種広報活動
- (4) 友好団体との連携、協調
- (5) その他、目的達成に必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、第1条の目的に賛同する在県各種団体を持って構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

会長	1名
副会長	3名
理事	若干名
監事	2名

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 理事は、会務を掌理し、会長及び副会長がともに事故あるときはその職務を代理する。
- 5 監事は、会務全般につき監査する。
- 6 会長、副会長、理事、監事は、会議において構成団体中より互選する。

(会議)

第6条 会議は必要に応じ随時開催する。

(委員会)

第7条 協議会の中に必要に応じ委員会を設置することができる。

(細則)

第8条 本規則に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会の議を経て別定めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、協議会会長に選任された団体の事務局が担当する。

国民医療推進協議会への参加を呼びかけている団体一覧(予定)

(資料2)

	団体名	代表者	住所	電話	FAX
1	日本歯科医師会	会長 井堂 孝純	〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20	03-3262-9321	03-3262-9885
2	日本薬剤師会	会長 中西 敏夫	〒150-8389 渋谷区渋谷2-12-15 長井記念館4F	03-3406-1171	03-3406-1499
3	日本看護協会	会長 南 裕子	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2	03-5778-8831	03-5778-5601
4	日本病院会	会長 山本 修三	〒102-8414 東京都千代田区一番町13-3	03-3265-0077	03-3230-2898
5	全日本病院協会	会長 佐々 英達	〒101-8378 東京都千代田区三崎町3-7-12清話会ビル6階	03-3234-5165	03-3234-5206
6	日本精神科病院協会	会長 鮫島 健	〒108-8554 東京都港区芝浦3-15-14	03-5232-3311	03-5232-3309
7	日本医療法人協会	会長 豊田 堯	〒102-0071 東京都千代田区富士見2-6-12 AMビル3F	03-3234-2438	03-3234-2507
8	全国公私病院連盟	会長 竹内 正也	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1 食品衛生センター4階	03-3402-3891	03-3402-4389
9	全国地域婦人団体連絡協議会	会長 中畔 都舎子	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-17-7 全国婦人会館内	03-3407-4303	03-3407-4305
10	日本PTA全国協議会	会長 赤田英博	〒107-0052 東京都港区赤坂7-5-38	03-5545-7151	03-5545-7152
11	全国老人クラブ連合会	会長 長尾 立子	〒100-8917 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階	03-3581-5658	03-3597-9447
12	日本栄養士会	会長 中村 丁次	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-39 日本健康栄養会館2F	03-3295-5151	03-3295-5165
13	日本作業療法士会	会長 杉原 素子	〒111-0042 東京都台東区寿1-5-9 盛光伸光ビル7F	03-5826-7871	03-5826-7872
14	日本歯科衛生士会	会長 金澤 紀子	〒169-0072 東京都新宿区大久保2-11-19	03-3209-8020	03-3209-8023
15	日本歯科技工士会	会長 中西 茂昭	〒162-0846 東京都新宿区市谷左内町21-5 日本歯科技工士会	03-3267-8681	03-3267-8650
16	日本柔道整復師会	会長 茂住 延壯	〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9	03-3821-3511	03-3822-2475

国民医療推進協議会への参加を呼びかけている団体一覧(予定)

	団体名	代表者	住所	電話	FAX
17	日本鍼灸師会	会長 相馬 悦孝	〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-44-14	03-3985-6771	03-3985-6622
18	日本鍼灸マッサージ師会	会長 杉田 久雄	〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目12-17	03-3359-6049	03-3359-2023
19	日本放射線技師会	会長 熊谷 和正	〒105-6131 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル31階	03-5405-3612	03-5405-3613
20	(財)全国母子寡婦福祉団体協議会	会長 高久 富美	〒154-0012 東京都世田谷区駒沢2-33-7 全母子協会館	03-3421-5366	03-3421-5545
21	日本理学療法士協会	会長 中屋 久長	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-8-5	03-5414-7911	03-5414-7913
22	日本臨床衛生検査技師会	会長 岩田 進	〒143-0016 東京都大田区大森北4-10-7	03-3768-4722	03-3768-6722
23	日本医療教育財団	理事長 寺田明彦	〒101-0064 東京都千代田区猿楽町2-2-10	03-3294-6624	03-3294-1787
24	全国病院理学療法協会	会長 龍澤良忠	〒141-0032 東京都品川区大崎3-6-12	03-3494-1948	03-3494-1950
25	日本介護福祉士会	会長 田中雅子	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-13	03-3507-0784	03-3507-8810
26	日本社会福祉士会	会長 村尾俊明	〒102-8482 東京都千代田区麹町4-5 桜井ビル3F	03-5275-3580	03-5275-0139
27	日本医療社会事業協会	会長 中平大悟	〒162-0065 東京都新宿区住吉町2-18-607	03-5366-1057	03-5366-1058
28	日本訪問看護振興財団	理事長 吉原 健二	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2	03-5778-7001	03-5778-7009
29	全国訪問看護事業協会	会長 相川 宗一	〒160-0022 東京都新宿区新宿1-3-12 壱丁目参番館302	03-3351-5898	03-3351-5938
30	日本主婦連合会	会長 東瀬 幸枝	〒532-0026 大阪市淀川区塚本2-11-9 東瀬ビル	06-6301-4564	06-6301-3999
31	日本医療保険事務協会	理事長 柳澤 健一郎	〒101-0047 東京都千代田区内神田2-5-3 児谷ビル	03-3252-3811	03-3252-2233
32	日本ウオーキング協会	会長 岡野 吉春	〒101-8368 東京都千代田区神田小川町3-20 第2龍名館ビル2階	03-3295-1002	03-3295-1003

国民医療推進協議会への参加を呼びかけている団体一覧(予定)

	団体名	代表者	住所	電話	FAX
33	日本労働組合総連合会	会長 笹森 清	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館内	03-5295-0550	03-5295-0579
34	日本青年会議所	会頭 米谷 啓和	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-14-3	03-3234-5601	03-3265-2409
35	全国有床診療所連絡協議会	内藤 哲夫	〒223-0062 神奈川県横浜市港北区日吉本町1-9-29	045-563-6821	045-562-7637
36	全国老人保健施設協会	会長 漆原 彰	〒105-0014 東京都港区芝2-1-28 成旺ビル7階	03-3455-4165	03-3455-4172
37	日本退職公務員連盟	会長 下条 進一郎	〒113-0034 東京都文京区湯島4-12-3	03-3822-1216	03-3824-7779
38	日本商工会議所	会頭 山口 信夫	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 日本商工会議所ビル6階	03-3283-7824	03-3211-4859
39	全国農業協同組合連合会	経営管理委員会 会長 種市一正	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3	03-3245-7040	03-3241-1535
40	日本学校保健会	会長 矢野 亨	〒101-0001 東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー6階	03-3501-0968	03-3592-3898
41	日本臨床工学技士会	会長 川崎 忠行	〒113-0033 東京都文京区本郷3-4-3 ヒルズ884 お茶の水ビル4階	03-5805-2515	03-5805-2516
42	日本視能訓練士協会	会長 臼井 千恵	〒166-0015 東京都杉並区成田東5-39-11 ビジネスハイツあさがや	03-5397-7133	03-5397-7134

※ 以上の団体は日本医師会が、「国民医療推進協議会」への参加を呼びかけている団体の一覧(予定)です。この他にも、本会では今後さらに多くの団体に参加を呼びかけていきたいと考えております。各都道府県医師会におかれましても、ご地域の事情に鑑み、それぞれ関連のある団体に広く参加をお呼びかけいただきますよう、ご高配願います。